

18 狩 猟 税 (平成21年度)

事 務 所	総 数		法第700条の52 第1号 該当分(税率16,500円)		法第700条の52 第2号 該当分(税率11,000円)		法第700条の52 第3号 該当分(税率8,200円)		法第700条の52 第4号 該当分(税率5,500円)		法第700条の52 第5号 該当分(税率5,500円)	
	調 定 額	狩 猟 者 登 録 数	調 定 額	狩 猟 者 登 録 数	調 定 額	狩 猟 者 登 録 数	調 定 額	狩 猟 者 登 録 数	調 定 額	狩 猟 者 登 録 数	調 定 額	狩 猟 者 登 録 数
	千円	人	千円	人	千円	人	千円	人	千円	人	千円	人
総 額	6 557	427	6 138	372	44	4	287	35	6	1	82	15
都 税 事 務 所	6 040	391	5 659	343	44	4	287	35	6	1	43	8
区 部	1 733	112	1 633	99	11	1	74	9	-	-	16	3
新 宿	1 733	112	1 633	99	11	1	74	9	-	-	16	3
多 摩	4 305	279	4 026	244	33	3	213	26	6	1	27	5
八 王 子	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
立 川	4 305	279	4 026	244	33	3	213	26	6	1	27	5
支 庁	517	36	479	29	-	-	-	-	-	-	39	7
大 島	314	23	281	17	-	-	-	-	-	-	33	6
三 宅	50	3	50	3	-	-	-	-	-	-	-	-
八 丈	154	10	148	9	-	-	-	-	-	-	6	1
小 笠 原	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

(備考) 狩猟税は狩猟者登録税と入猟税を統合し、平成16年4月に新たに創設された。